

令和6年度 責任投資活動報告書

独立行政法人 勤労者退職金共済機構

1. トップメッセージ
2. 責任投資の取組方針
 - 1) 事業概要・資産運用のフレームワーク
 - 2) 主なマテリアリティ
 - 3) 基本的な方針
 - 4) 運用資産の概要
 - 5) 責任投資におけるガバナンス体制
 - 6) 運用受託機関の選定・評価・管理
3. 責任投資活動の状況
 - 1) スチュワードシップ活動
 - 2) トップ面談
 - 3) 運用受託機関のスチュワードシップ活動
 - 4) 運用受託機関の議決権行使
 - 5) 今後の方針

概要

事業概要(令和6年度末)

運用資産

約6.6兆円

契約事業所数

約56万所

被共済者数

約570万人

活動内容(令和6年度)

トップ面談※実施数

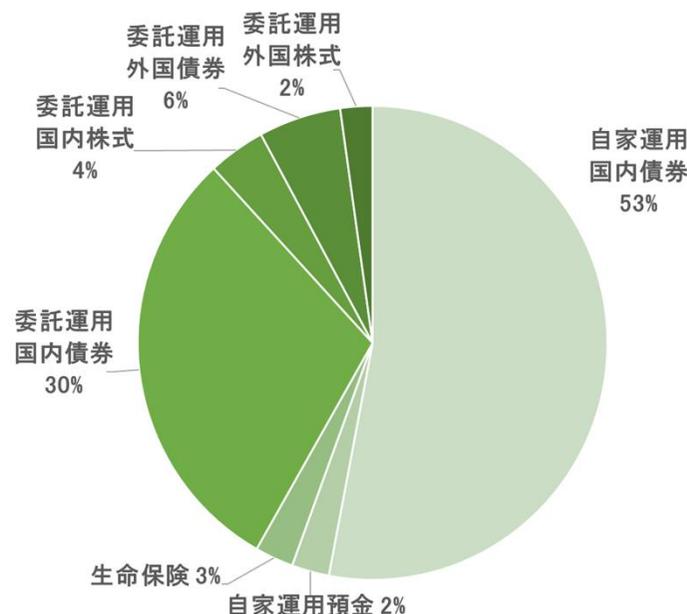
9社

スチュワードシップ活動報告会 当機構役員出席率

17社 17回 100%

※大手金融機関及びそのグループのトップとの面談

資産別構成比(令和6年度末)



沿革

- 平成26年8月 日本版スチュワードシップ・コード受入
スチュワードシップ活動開始
- 平成30年8月 トップ面談開始
- 令和5年7月 責任投資方針の策定・公表
8月 PRI（責任投資原則）署名
- 令和6年9月 アセットオーナー・プリンシプル受入

1. トップメッセージ



独立行政法人
勤労者退職金共済機構
理事長

梅本 徹

私ども独立行政法人勤労者退職金共済機構は、中小企業の勤労者のための退職金共済制度及び、広く勤労者の計画的な財産形成を目的とした勤労者財産形成促進制度を運営しています。このうち退職金共済制度は、「一般の中小企業退職金共済制度」（以下、中退共）と、建設業・清酒製造業・林業といった「特定業種退職金共済制度」（以下、特退共）から構成され、令和6年度末現在、全国約56万所の事業主と約570万人の勤労者の皆様にご加入いただいております、運用資産残高は約6.6兆円に達しています。

当機構は、金融庁より公表された責任ある機関投資家の諸原則「日本版スチュワードシップ・コード」の趣旨に賛同し、平成26年8月にこれを受け入れることを表明のうえ、以来スチュワードシップ活動に取り組んできました。令和5年度には、国連の責任投資原則（PRI）に署名し、当機構に於ける責任投資の考え方や方針について策定・公表しました（「責任投資方針」）。昨年度は、責任投資に係る活動について幅広く記載した「令和5年度責任投資活動報告書」を初めて公表するとともに、従来と同様、大手金融機関及びそのグループのトップ等との面談（以下、トップ面談）や、運用受託機関によるスチュワードシップ活動報告会を実施しました。

具体的には、中小企業退職金共済法の目的などに鑑み、当機構におけるマテリアリティ（当機構が重要と考える課題）の観点から、中小企業の勤労者の労働環境向上、森林活用を通じた二酸化炭素吸収の促進といった課題にも、以前から取り組んで参りました。

今後についても、公的アセットオーナーかつPRI署名機関として、受託者責任の範囲内で、持続可能な社会の実現を後押しするための活動について引き続き検討して参りますので、皆様のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2. 責任投資の取組方針 1) 事業概要・資産運用のフレームワーク

- 当機構は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)及び中小企業退職金共済法(昭和34年法律第160号)に基づき、中小企業退職金共済制度の運営及び勤労者の計画的な財産形成を促進することを目的とする独立行政法人として設立されました。また、退職金共済制度は、4事業、6経理(中退共、建設業退職金共済制度、同(特別給付経理)、清酒製造業退職金共済制度、同(特別給付経理)、林業退職金共済制度)からなり、各々の目標に沿って資産運用が行われています。
- 当機構は、中小企業退職金共済法第78条の規定に基づき、運用の目的などを記載した「資産運用の基本方針」を定めています。加えて、令和5年度のPRI署名に伴い、責任投資に関する考え方や方針を定めた「責任投資方針」を策定・公表しています。

中小企業退職金共済法(昭和34年5月9日公布)

- 機構は、退職金共済業務に係る業務上の余裕金の運用に関して、運用の目的などを記載した基本方針を作成し、当該基本方針に沿って運用しなければならない(第78条)。

資産運用の基本方針(令和4年7月1日制定、令和6年7月1日改正) https://www.taisyokukin.go.jp/assets/PDF/basic_policy.pdf

- 当機構資産の運用は、積立型の退職金共済という制度の特徴等に留意し、専ら受益者の利益のために長期的な観点から安全かつ効率的に行います。また、退職金支給に必要な流動性を確保しつつ、中期的に退職金共済事業に必要な利回りを最低限のリスクで確保することを目標とし、基本ポートフォリオを策定しています。
- 個別企業経営への干渉を回避すること、市場の価格形成等を歪めないよう配慮すること、自家運用における確実なキャッシュフローを実現すること、等を定めています。

責任投資方針(令和5年7月19日制定) <https://www.taisyokukin.go.jp/assets/PDF/investment.pdf>

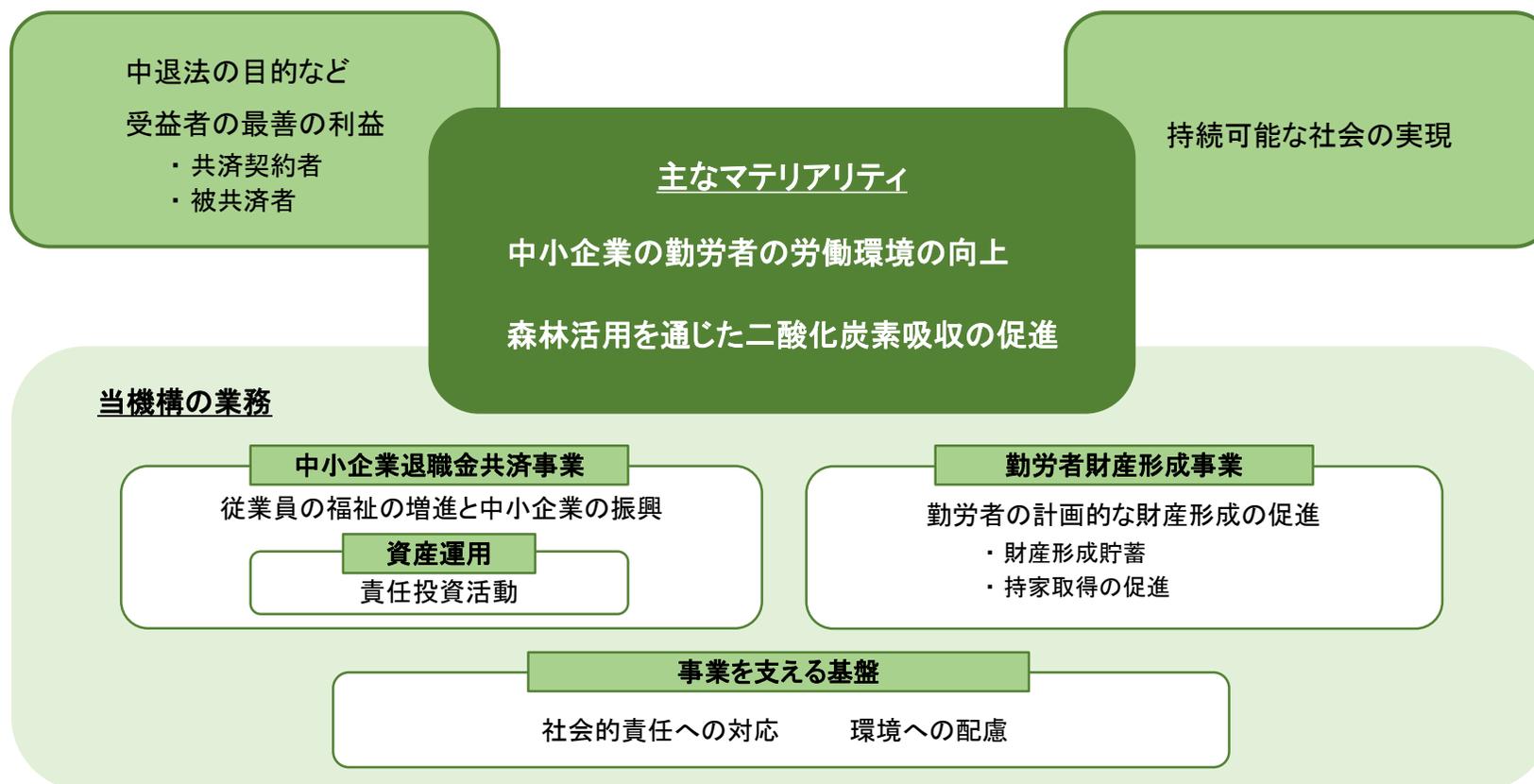
- 公的アセットオーナーとして、サステナビリティ(ESG要素を含む中長期的な持続可能性)の観点を取り入れた責任投資を、「資産運用の基本方針」の範囲内で行います。投資先企業によるESG課題への取組を適正に評価していくことは、長期安定的な利益をもたらすという受託者責任を果たす上で重要な課題だと考えます。
- 当機構は、責任投資を行うことにより、運用受託機関等に対し、投資先企業によるESG課題への取組を適正に評価するよう働きかけることを通じ、投資先企業による対応を促し、必要とされる収益の確保を目指します。

2. 責任投資の取組方針 2) 主なマテリアリティ

- 当機構は、受託者責任の範囲内で、持続可能な社会の実現を後押しするための活動を行っています。具体的には、中小企業退職金共済法(中退法)の目的※などに鑑み、マテリアリティ(当機構が重要と考える課題)の観点から、中小企業の勤労者の労働環境向上、森林活用を通じた二酸化炭素吸収の促進、といった課題にも重点をおいて取り組んで参りました。

※中小企業者(建設業、清酒製造業、林業を含む)の相互扶助の精神に基づき、退職金共済制度を確立し、従業員の福祉の増進と中小企業の振興に寄与すること等

- 当機構はこれらの課題について、業務の運営及び責任投資活動を通じ、取り組んでおります。



2. 責任投資の取組方針 3) 基本的な方針

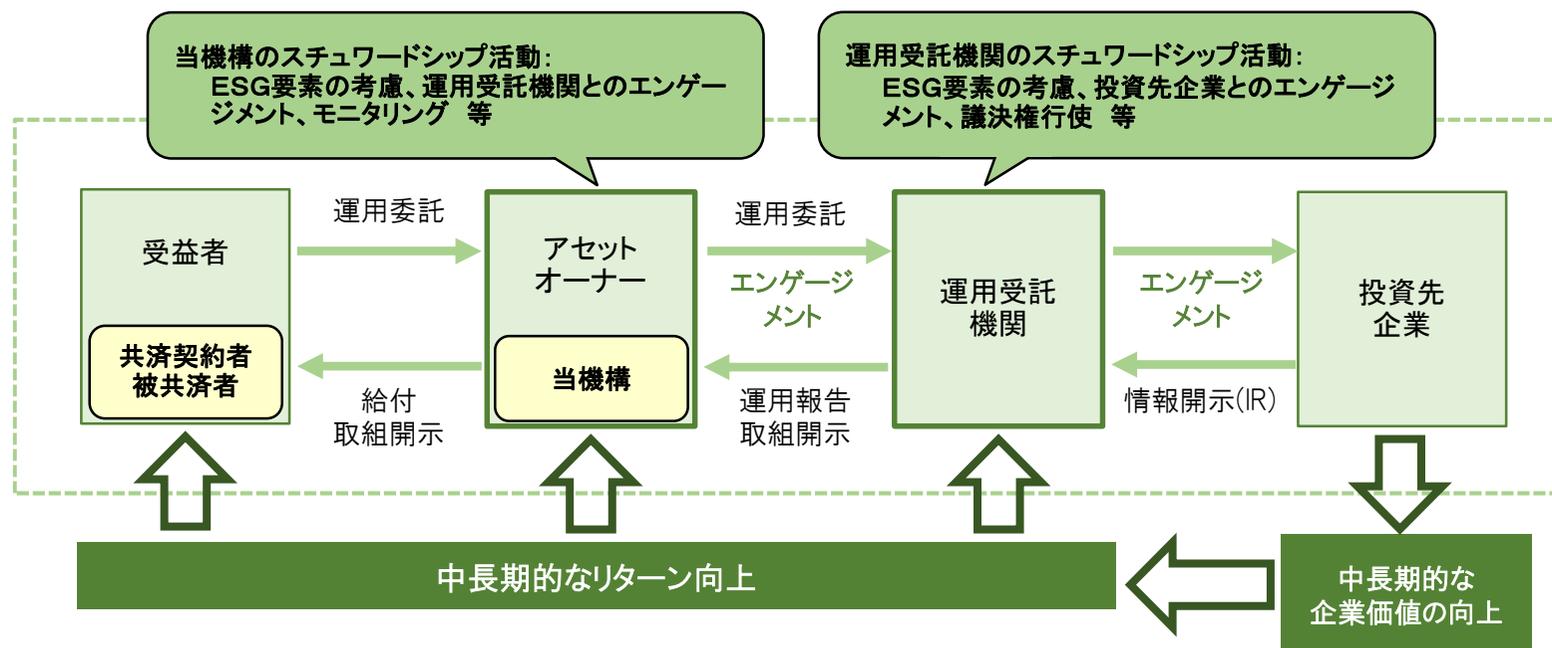
- 当機構は、委託運用の責任投資をインベストメント・チェーンを通じて行うこととし、運用受託機関に対して、投資先企業の企業価値向上やその持続的成長を促すことにより、中長期的な投資リターン拡大を図ることを求めます。
- 運用受託機関には、スチュワードシップ活動の一環として、投資先企業に対して、企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づく建設的な「目的を持った対話」(エンゲージメント)等を行うことを求めます。

責任投資

PRI(責任投資原則)は、責任投資を「環境(environment)、社会(social)、ガバナンス(governance)の要素(ESG要素)を投資決定やアクティブ・オーナーシップに組み込むための戦略および慣行」と定義しています。

アクティブ・オーナーシップとは、オーナーシップ(保有)の権利と立場を利用し、投資先企業などのステークホルダーの行動に影響を与えることを指します。

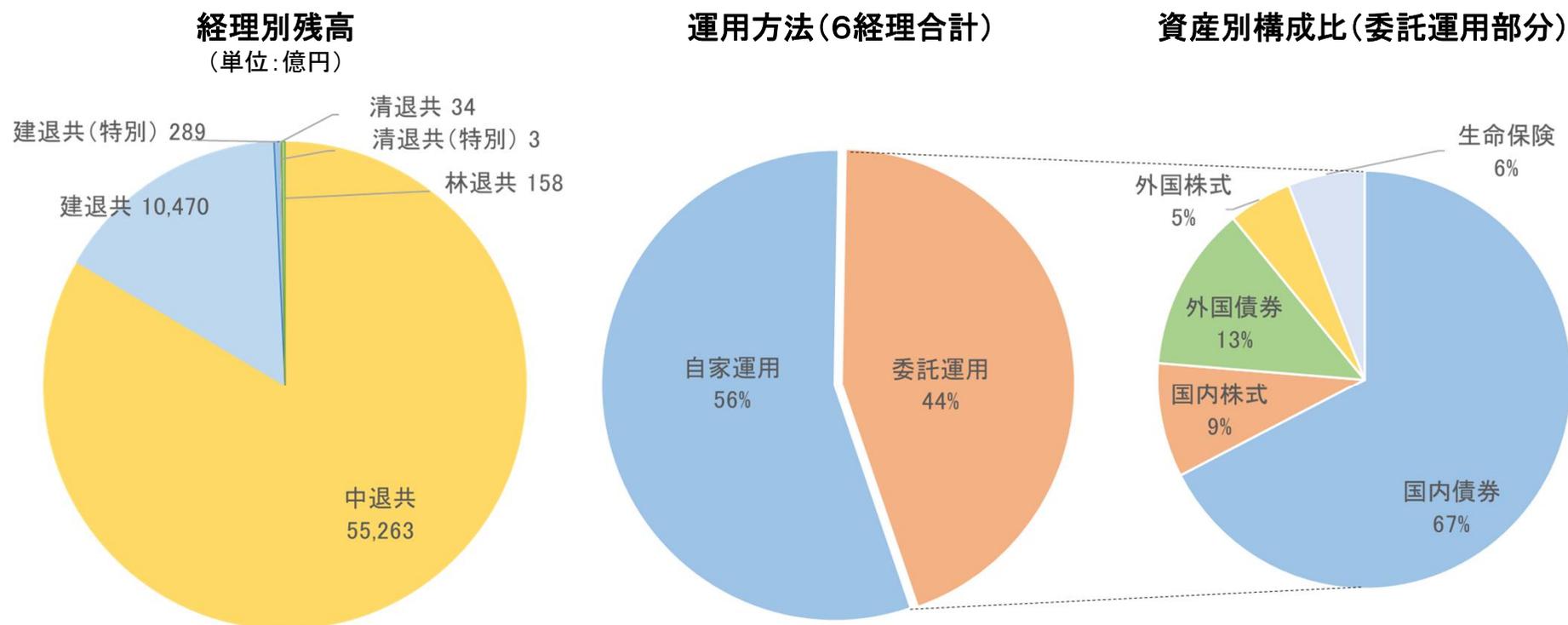
インベストメント・チェーン



2. 責任投資の取組方針 4) 運用資産の概要

- 運用資産残高は約6.6兆円であり、制度別構成は中退共 約5.5兆円、特退共合計 約1.1兆円となっています。
- 運用方法は、自家運用56%と委託運用44%があります。自家運用では、退職金等支払のための確実な資金フローを実現するために、国債等の安全資産を「満期保有目的の債券」として運用しています。一方、委託運用では、自家運用だけでは不足する必要な運用収益を実現するため、リスク資産の運用を運用機関に委託しています。
- 委託運用部分の資産構成比は、国内債券67%、国内株式9%、外国債券13%、外国株式5%、生命保険6%となっています。

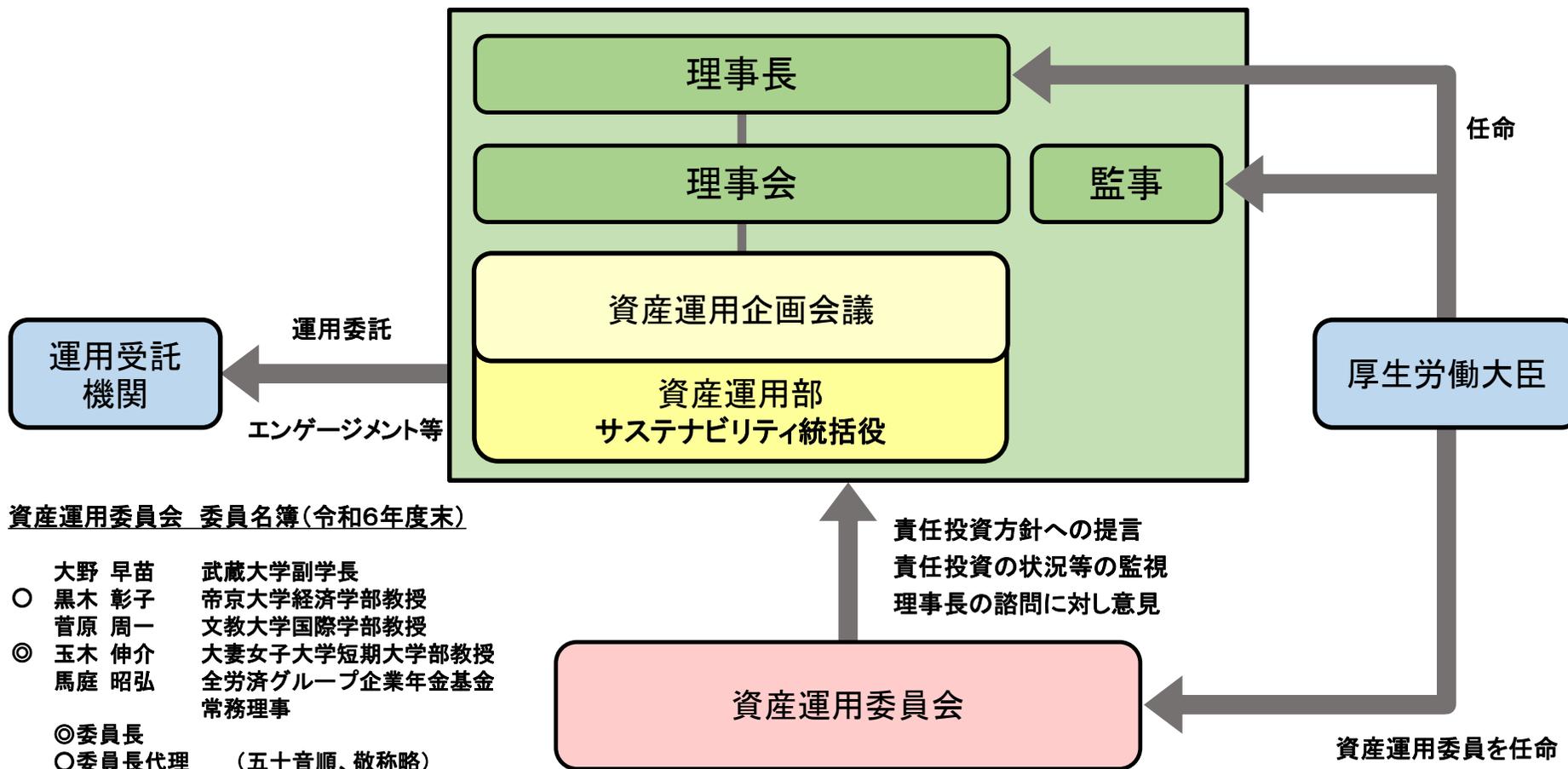
運用資産残高(令和6年度末)



2. 責任投資の取組方針 5) 責任投資におけるガバナンス体制

- 当機構は、「責任投資方針」を策定・公表した上で、責任投資活動を行います。「責任投資方針」は、厚生労働大臣が任命した委員で構成された「資産運用委員会」の意見を踏まえて、理事長が決定します。「資産運用委員会」は、理事長の諮問に対し意見を述べ、責任投資の状況等の監視を行います。
- 責任投資活動は「責任投資方針」に沿って資産運用部が行い、理事長を議長、資産運用担当理事を議長代理とする「資産運用企画会議」や、上述の「資産運用委員会」に報告されます。

資産運用管理体制



2. 責任投資の取組方針 6)運用受託機関の選定・評価・管理

- ・ 当機構は責任投資を、委託運用部分における運用受託機関に対するエンゲージメント等を通じて行っています。
- ・ その実効性の向上を企図し、令和6年度より開始した「運用受託機関のステュワードシップ活動への評価導入」を通じて、株式ファンドを対象にESG要素を考慮しており、今後はその対象を債券ファンドにも拡大することを検討していきます。

運用受託機関の選定・評価

当機構内規程である「運用受託機関及び資産管理機関の評価・委託金額変更基準」や、「運用ガイドライン」において、運用受託機関を選定・評価する際に「ステュワードシップ責任への取組」を評価項目の一つとします。

主なチェックポイント

- ・ ステュワードシップ責任を果たすための明確な方針の策定・公表
- ・ ステュワードシップ責任を実効的に果たすための組織・体制の構築、人材育成
- ・ 利益相反に対する管理方針の策定、また防止するための体制・仕組の整備
- ・ 投資先企業の状況(ESG課題)を把握した積極的なエンゲージメント
- ・ 議決権行使結果やエンゲージメント活動の成果の個別企業・議案レベルでの開示、適切な報告
- ・ PRIの年次評価

運用受託機関の管理

運用受託機関の責任投資への取組を、運用状況報告会、ステュワードシップ活動報告会、年度調査票等にて確認します。

主なチェックポイント

- ・ ESG要素の投資戦略への組入についてのプロセス、取組状況等

3. 責任投資活動の状況 1) スチュワードシップ活動

- 当機構は全ての委託資産(株式・債券)を対象にスチュワードシップ活動を行っています。当機構のスチュワードシップ活動は、大手金融機関及びそのグループのトップ等との面談(以下、トップ面談)と、運用受託機関によるスチュワードシップ活動報告会の2層構成で実施しています。
- トップ面談を行うのは、運用受託機関の親会社がグループとしての資産運用分野の長期的戦略や資源投入の決定権限を有するためです。親会社は、利益相反の回避の観点から運用受託機関の個々の投資判断や活動に干渉しませんが、本邦金融市場や資産運用業全体に関する広い見地からの意見交換は重要な気付きをもたらす貴重な機会と考えられます。
- スチュワードシップ活動報告会は、運用受託機関が投資先企業を評価する際にESG要素をどのように勘案しているかについて確認するとともに、その評価結果やエンゲージメントへの取組状況等について当機構への報告を求め、必要に応じて改善を促しています。令和6年度は、株式及び債券(前年度より開始)で合計17社を対象とし、スチュワードシップ活動を行うための体制やエンゲージメントの内容等を確認するとともに意見交換を実施しました。

トップ面談

(令和6年10月～令和6年12月実施)

理事長が、大手金融機関及びそのグループのトップ(9社)と建設的な対話を実施しました。令和6年度についても、ESG課題への対応や資産運用業の方向性について議論し問題意識を共有しました。

スチュワードシップ活動報告会

(令和6年9月実施)

各運用受託機関のスチュワードシップ活動に関する以下の点について確認するとともに、意見交換を行いました。

- 目的・実施体制
(基本方針、ガバナンス、人員・体制等)
- 利益相反の管理体制
- エンゲージメントの内容
(件数、テーマ、対話相手、PDCA手法、協働エンゲージメント等)
- 議決権行使基準や行使状況 等

3. 責任投資活動の状況 2) トップ面談

- 令和6年度は前年度に続き、ESG課題への対応や資産運用業の方向性について議論し問題意識を共有しました。ESG課題においては、気候変動対応に加え、中小企業、森林活用を主なトピックとしました。
- ESG課題への対応では、トランジション・ファイナンスの実装に向けて、グローバルなルール作りへの関与の進展状況や、資金の出し手から見た予見可能性を高めるための取組や課題について確認しました。また、資産運用業の方向性については、各金融グループの資産運用ビジネス強化の取組状況を確認しました。

気候変動対応

トランジション・ファイナンスの重要性についての共通認識が進む一方、実装を更に進めるには資金の出し手から見た予見可能性を高め、官によるインセンティブと民による規律あるファンディングが必要との認識を共有しました。グローバルなルール作りへの関与や各社毎の基準策定等の具体的な取組状況を確認しました。

中小企業について

中小企業退職金共済法の目的に鑑み、日本のサプライチェーンにおいて中小企業が重要な役割を担っていること、経営資源の中で人材が特に希少であるとの問題意識を共有しました。また、下請企業群を含む中小企業の労働環境改善など、足許の取組を確認しました。

森林活用について

日本は二酸化炭素排出量の多い製造業が主要産業であり、排出量削減に加え二酸化炭素吸収を図る必要があること、国土の3分の2が森林である日本での森林活用が期待されるとの認識を改めて共有しました。また、実装に向けたコスト、担い手不足や、吸収貢献量の測定等の課題を確認しました。こうした施策は、林退共を運営する当機構の問題意識と整合すると考えます。

資産運用業の方向性

資産運用のグローバルな競争力を高めていただく観点から、従来同様、外貨建て資産を含む運用力の強化、機関投資家向けの運用ビジネスへの資源投入やスチュワードシップ活動を担う人材の確保等につき、足許の取組状況を確認しました。

3. 責任投資活動の状況 3)運用受託機関のステュワードシップ活動(株式)

- ステュワードシップ活動を行うための体制や利益相反の管理体制、エンゲージメントの内容等について確認しました。体制は整備されており、議決権行使基準の改定、エンゲージメントの内容や管理手法の高度化に引き続き取り組んでいることを確認しました。また、取締役会の有効性向上の観点から、社外取締役との対話頻度等についても確認しました。
- エンゲージメントのトピックについては、ガバナンスの比率が高いものの、環境や社会の比率は上昇傾向が継続しています。また、全てのアクティブファンドに於いて、ESG要素を運用プロセスに組み込んでいることを確認しました。

実施体制(ガバナンス、要員等)

- 一部のブティック型の小規模な運用受託機関を除き、殆どがステュワードシップ活動を担当・支援する部署を設置しています。近年続いていたステュワードシップ活動における体制強化や人員増強が、当面の目標としている水準に近づいていることを確認しました。また、一部で実施された財務・非財務分析の融合を企図した機能再編や、グループ内の資産運用会社の再編につき、ガバナンスや業務面等での影響を引き続き注視していく予定です。
- 役員の関与については、議決権行使の最終判断を担当役員が行う運用受託機関があるものの、多くの運用受託機関では他部門からの影響を遮断の上、ステュワードシップ担当部署が判断し、モニタリング部署から取締役会や経営会議に判断結果が報告されています。また、担当部署が重要案件の判断を行う際は、殆どの運用受託機関が役員の参加する委員会や会議体で審議しています。

利益相反の管理体制

- 利益相反のガバナンス体制が整備・公表されていることを確認しました。具体的には、ステュワードシップ担当部署と営業担当部署間の人事異動や接触を制限する他、議決権行使状況に関する内部監査を制度化している運用受託機関が多いことを確認しました。
- 利益相反問題が生じ得る関係会社に対する議決権行使では、外部の議決権行使助言機関の利用が一般的でした。但し、利用方法は、第三者性を重視してそのまま適用するケースと、参考にしつつも最終的には責任投資委員会等で判断するケースがありました。

3. 責任投資活動の状況 3)運用受託機関のステュワードシップ活動(株式)

(前ページより続き)

エンゲージメント

- 殆どの運用受託機関で株式運用担当部署のアナリストとステュワードシップ担当部署の専門担当者が協働してエンゲージメントを行っています。
- アクティブ運用では、株式運用担当部署が主導し、ボトムアップで個別企業の固有事情に照らしたテーマを設定したうえで、対象企業を絞り込んでエンゲージメントを実施する傾向がありました。対象企業数は限定的であり、またガバナンス関連テーマが中心でした。
- パッシブ運用では、ステュワードシップ担当部署が主導し、共通のテーマを設定したうえで幅広い企業を対象としてエンゲージメントを実施する傾向がありました。ガバナンス関連テーマの比率が最も高いものの、アクティブ運用に比べ、環境や社会のテーマも多く選択されており、自然資本や人権といったテーマへの取組を積極化している運用受託機関も見られました。
- エンゲージメントについては、多くの運用受託機関で、現状や方針への質問・確認、問題の指摘等を通じ、相手先の気付きや対応の加速を促し、その結果をフォローアップする、という手法が採られており、多くがエンゲージメントを議決権行使の事前のプロセスとして位置付けていました。
- エンゲージメントの成果につき、PDCA管理を高度化する運用受託機関が増えています。その場合、課題解決の期間を概ね5年程度と設定し、過去対比で現状の進捗が見える化する手法が多くで採られていました。
- エンゲージメントの相手先につき、経営トップに加え社外取締役との対話を意識的に試みる運用受託機関もありました。社外取締役との対話件数は現状多くないものの、取締役会の有効性向上の観点から質・量を引き続き注視していく予定です。
- 協働エンゲージメントについては、多くの運用受託機関が行っており、「Climate Action 100+」等の枠組みに参加する形で実施していました。気候変動対応の一環であるトランジション・ファイナンスの国際基準策定等への参画を企図し、グローバルな枠組みに参加している運用受託機関もありました。また、PRIによる、運用受託機関が行う責任投資活動への評価は、概ね高いことを確認しました。

3. 責任投資活動の状況 3)運用受託機関のステュワードシップ活動(債券)

- 令和5年度から債券についてのステュワードシップ活動報告会を開始しており、令和6年度は2回目となります。
- ステュワードシップ活動を行うための体制やエンゲージメントの内容等について確認しました。また、活動の目的は、株式と同様、中長期視点での企業価値向上への貢献であり、全てのアクティブファンドにおいて、ESG要素を運用プロセスに組み込んでいることを確認しました。
- グリーンボンドといった資金使途が特定される債券の期中管理方法など、今後も本報告会等を通じて債券のステュワードシップ活動の高度化を引き続き促していく方針です。

目的・実施体制等(ガバナンス、要員等)

- ステュワードシップ活動の目的は、発行体の信用力低下リスクへの対応といったダウンサイドリスク管理等であり、株式と同様、中長期視点での企業価値向上への貢献でした。
- 債券のステュワードシップ活動を専門に行うチームを設置している運用受託機関は少なく、多くは債券運用担当部署のクレジットアナリストとステュワードシップ担当部署の専門担当者が協働で取り組む体制となっています。一部の運用受託機関では株式と債券のステュワードシップ活動が一体で運営されています。また、グリーンボンドといった資金使途が特定される債券の期中管理については、引き続き向上の余地があることを確認しました。

エンゲージメント

- 多くの運用受託機関でエンゲージメントの目的を中長期的な企業価値向上としています。また、ソブリン債については政府によるIR等の機会を活用し実施しているケースもありました。なお、株式と債券では、財務指標(資本・負債)に求める方向性が異なりますが、殆どの運用受託機関が、不一致が生じる可能性の低い中長期的な共通課題を対象としてエンゲージメントを実施しています。
- グリーンボンドへの投資に際し、多くの運用受託機関がグリーンウォッシュ(環境保全への配慮を実態以上に見せかける行為)の見極めを開示情報や外部評価により実施しており、一部の運用受託機関では独自評価を使用しています。購入後も、発行者とのフォローアップ・ミーティングも含め継続的な管理を実施しています。なお、トランジションボンドについては、多くの運用受託機関において評価手法が現時点では確立されておらず、通常の債券と同じ扱いとしていました。

3. 責任投資活動の状況 3)運用受託機関のステュワードシップ活動(エンゲージメント事例)

事例1(株式)

中小企業の労働実態改善への取組(建設会社)

エンゲージメントの概要

- 当該企業が管理する工事におけるサプライチェーンを含めた労働環境を注視し、労働環境の改善に向けた基本方針の策定や執行・監督体制の構築を促す対話を継続
- 具体的には、建設・施工会社及び協力会社を含めて、2024年の労働基準法改正への対応状況を確認するとともに労働環境の改善を働きかけ

エンゲージメントの成果

- 当該企業が管理する工事について、協力会社も含めて年間の時間外労働時間の上限規制への対応を完了
- 道路規制等をやむを得ない場合を除き4週6休を概ね実施、今後は4週8休実施に向けた取組を推進

事例2(株式)

国内森林資源対応等への取組(不動産会社)

エンゲージメントの概要

- 投資先に二酸化炭素排出削減を促すことに加え、生物多様性への対応や森林保護等による二酸化炭素吸収・技術開発等を議題として企業価値の向上に向けた対話を継続
- 具体的には、住宅・ビル建設にかかる木材利用、森林組合との連携強化・育成支援を促すとともに、生物多様性に対する取組方針の策定やガバナンス体制構築・情報開示を働きかけ

エンゲージメントの成果

- 当該企業が管理する保有林について生物多様性関連に関わるリスク・機会を特定の上、森林資源管理や環境維持に向けた基本方針を策定
- 自然関連財務情報開示タスクフォース(Taskforce on Nature-related Financial Disclosures)に準拠したアプローチによる初期的な情報開示を実施

3. 責任投資活動の状況 3)運用受託機関のステュワードシップ活動(エンゲージメント事例)

事例3(株式)

経営戦略・コーポレートガバナンス関連への取組(商社)

エンゲージメントの概要

- 投資先の事業戦略の強みや課題を踏まえた上で、企業価値向上や持続的成長に資する課題について対話を継続
- 具体的には当該企業の大型蓄電事業において、環境戦略と事業戦略の整合性を高める目標設定や、役員報酬へのサステナビリティ経営に関する評価結果の考慮及び、人権に配慮した事業展開を働きかけ

エンゲージメントの成果

- バッテリー再利用数や蓄電量等の非財務指標の目標を定量化するとともに、気候変動対応への取組と統合的な事業ポートフォリオ戦略を公表
- 業績連動型株式報酬に気候変動問題対応や女性活躍推進等の非財務指標評価を反映
- 人権デューデリジェンスの対象事業部門を拡大

事例4(債券)

不適切事案に対する再発防止への取組(電力)

エンゲージメントの概要

- 中長期的な目線で投資先の非財務情報評価を実施。当該企業では法令違反や顧客情報不正閲覧等の不適切事案が発生しており、リスクアプローチとして再発防止に向けた取組を注視し、対話を継続
- 具体的には、社内研修の実施状況に関する対話を行った上で、他社事例を参考にした再発防止策の実施状況開示を働きかけ

エンゲージメントの成果

- 当該企業社員のマインドチェンジや企業文化の変革を推進すべく、社内研修等の再発防止策を実施
- 不適切事案を踏まえた再発防止策の実施状況に関し対外公表

3. 責任投資活動の状況 4)運用受託機関の議決権行使

- 国内外株式の運用受託機関の議決権行使状況は、国内株式(8ファンド)で企業数5,688社／議案数60,718議案(延べ)、外国株式(8ファンド)で企業数3,367社／議案数47,426議案(延べ)になりました。尚、全ての運用受託機関が議決権を行使していることを確認しました。
- 国内株式では、議決権行使ガイドラインにおいて、業績、政策保有株式の取り扱い、独立社外取締役の割合、取締役の多様性等で判断基準を改定する動きが継続しています。数年先の業績基準(PBR等)の更なる引上げの予定を公表する運用受託機関もありました。

議決権行使ガイドラインの主な内容

業績	<ul style="list-style-type: none"> • 多くの運用受託機関がROE等の数値基準を設置しており、剰余金保有基準も含め改定する方向。数年先の業績基準(PBR等)の更なる引上げの予定を公表する運用受託機関あり
政策保有株の取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> • 一定の基準に抵触する場合は議決権行使において代表取締役選任に反対するとした運用受託機関が引き続き増え、基準を厳格化する傾向
独立社外取締役の割合	<ul style="list-style-type: none"> • 全ての運用受託機関が導入済。一部では、支配株主等の有無や東証の市場区分により基準を分けている • 独立性について、殆どの運用受託機関が年数制限を導入済
取締役の多様性	<ul style="list-style-type: none"> • 企業規模に応じて適用対象を絞り込んだ上で、女性取締役等の数値基準を設ける運用受託機関が引き続き増加

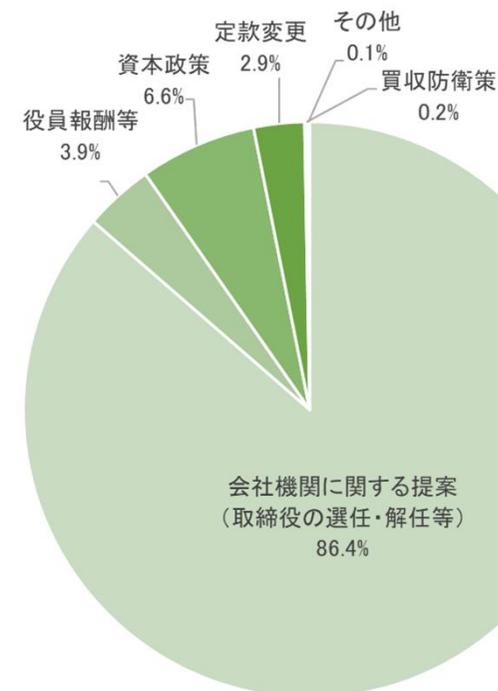
3. 責任投資活動の状況 4)運用受託機関の議決権行使(国内株式)

- 行使対象議案数60,718議案のうち、会社提案議案は59,522議案となり、行使結果は賛成50,571議案、反対8,951議案(反対比率15.0%)、棄権なしでした。会社提案議案に対する反対比率は前年度比ほぼ横ばいでした。
- 株主提案議案数は1,196議案で、全体の2.0%でした。うち、賛成138議案、反対1,058議案(反対比率88.5%)、棄権なしでした。株主提案議案に対する反対比率は、前年度より上昇しました。
- 議案別では、「役員報酬」の反対比率が前年度比若干上昇したものの、議案数の多い「取締役の選任・解任」、「監査役の選任・解任」の反対比率はほぼ横ばい乃至低下しました。なお、「退任役員の退職慰労金の贈呈」、「買収防衛策」の反対比率は引き続き高くなっています。

提案者別	計	賛成	反対	棄権	反対比率	参考:前年度 反対比率
会社提案	59,522	50,571	8,951	0	15.0%	14.9%
株主提案	1,196	138	1,058	0	88.5%	86.4%

議案種類別	計	賛成	反対	棄権	反対比率	参考:前年度 反対比率	
会社機関に関する提案(※)	取締役の選任・解任	47,408	39,451	7,957	0	16.8%	16.7%
	うち社外取締役	20,430	17,248	3,182	0	15.6%	19.2%
	監査役の選任・解任	4,922	4,413	509	0	10.3%	12.1%
	うち社外監査役	3,386	2,908	478	0	14.1%	16.8%
	会計監査人の選任	100	97	3	0	3.0%	0.0%
役員報酬等に関する議案	役員報酬	1,767	1,574	193	0	10.9%	8.7%
	役員賞与の支給	250	208	42	0	16.8%	18.9%
	退任役員の退職慰労金の贈呈	173	3	170	0	98.3%	94.7%
	ストックオプション	187	149	38	0	20.3%	22.4%
資本政策に関する議案 (定款変更に関する議案を除く)	剰余金の処分	3,825	3,563	262	0	6.8%	5.2%
	自己株式取得	68	13	55	0	80.9%	84.5%
	合併、営業譲渡・譲受、会社分割等	103	100	3	0	2.9%	3.1%
定款変更に関する議案	1,740	1,120	620	0	35.6%	30.4%	
買収防衛策に関する議案	103	4	99	0	96.1%	92.0%	
その他の議案	72	14	58	0	80.6%	50.0%	
合計	60,718	50,709	10,009	0	16.5%	16.4%	

議案種類別構成比



※取締役・監査役・会計監査人の選任については、1候補者につき1議案としている。

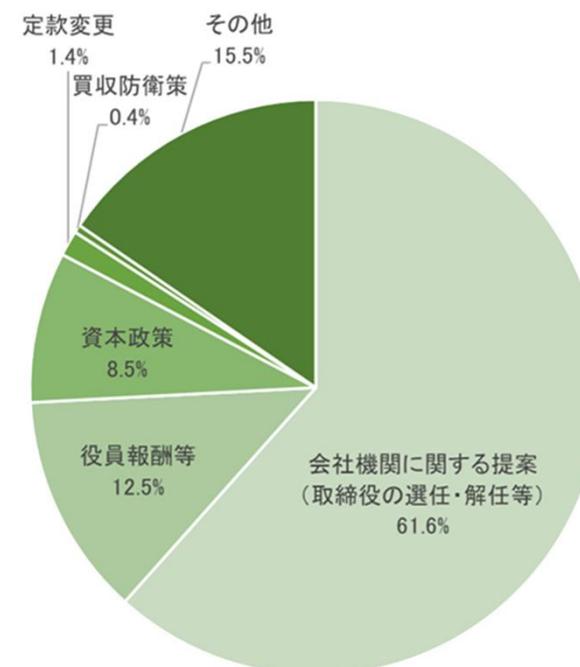
3. 責任投資活動の状況 4)運用受託機関の議決権行使(外国株式)

- 行使対象議案数47,426議案のうち、会社提案議案は44,949議案となり、行使結果は賛成42,324議案、反対2,595議案(反対比率5.8%)、棄権30議案でした。会社提案議案に対する反対比率は、前年度比ほぼ横ばいでした。
- 株主提案議案数は2,477議案で、全体の5.3%でした。うち、賛成916議案、反対1,560議案(反対比率63.0%)、棄権1議案でした。
- 議案別では、議案数の多い「取締役の選任・解任」「役員報酬」の反対比率は前年度比若干上昇しました

提案者別	計	賛成	反対	棄権	反対比率	参考:前年度 反対比率
会社提案	44,949	42,324	2,595	30	5.8%	5.9%
株主提案	2,477	916	1,560	1	63.0%	60.8%

議案種類別	計	賛成	反対	棄権	反対比率	参考:前年度 反対比率	
会社機関に関する提案(※)	取締役の選任・解任	25,676	24,277	1,377	22	5.4%	5.0%
	監査役の選任・解任	591	449	142	0	24.0%	21.9%
	会計監査人の選任	2,970	2,933	37	0	1.2%	1.0%
役員報酬等に関する議案	役員報酬	4,979	4,366	613	0	12.3%	11.9%
	役員賞与の支給	48	44	4	0	8.3%	7.0%
	退任役員の退職慰労金の贈呈	50	21	29	0	58.0%	50.0%
	ストックオプション	863	734	129	0	14.9%	14.9%
資本政策に関する議案 (定款変更に関する議案を除く)	剰余金の処分	1,121	1,120	1	0	0.1%	0.9%
	自己株式取得	920	892	28	0	3.0%	3.7%
	合併、営業譲渡・譲受、会社分割等	1,977	1,858	119	0	6.0%	8.0%
定款変更に関する議案	679	598	80	1	11.8%	14.2%	
買収防衛策に関する議案	211	187	24	0	11.4%	14.5%	
その他の議案	7,341	5,761	1,572	8	21.4%	22.2%	
合計	47,426	43,240	4,155	31	8.8%	8.8%	

議案種類別構成比



※取締役・監査役・会計監査人の選任については、1候補者につき1議案としている。

3. 責任投資活動の状況 5) 今後の方針

- 当機構は、平成26年の日本版スチュワードシップ・コード受入れ以降、大手金融機関トップとの面談やスチュワードシップ活動報告会の年次実施など、スチュワードシップ活動を行ってきました。今後も、PRI(責任投資原則)署名機関としての体制整備、具体的には、運用受託機関のスチュワードシップ活動への評価導入(投資戦略におけるESG要素の考慮を含む)、組織への浸透策(研修実施等)、情報発信力の強化といった対応を検討・実施していきます。
- 引き続き、公的アセットオーナーかつPRI署名機関として、受託者責任の範囲内で、持続可能な社会の実現を後押しするための活動について検討していく方針です。

